

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

学校教育法の一部が改正されたことを踏まえ、育児を行う職員が、子を養育するために早出遅出勤務を請求することができる当該子が就学する学校の種類に、義務教育学校を加える等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。